

項番	(あ) 諮問 受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)			(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て 年月日
				訂正請求に係る保有個人情報 を取り扱う事務の名称及び内 容その他保有個人情報を特定 するに足りる事項	訂正請求の趣旨	訂正請求の理由						
1	平成25年度 諮問受理第 30号	平成25年 5 月17日付け 大生保生第 168号	平成25年 2 月 5 日	大生保生第758号	【訂正を求める箇所】 条例第 6 条 3 項第 1 号 【訂正を求める内容】 事実無根 答申第272号 法令 無く、独自認定	大健福第4419号「末診は発行 せず」当区明示。 1098号「本人未収集」謝罪の 当区明示。 そもそも、レセプト欠くばか りか、非該当者で有る。	生野区役所 保健福祉課 (生活支 援)	平成25年 2 月28日付け 大生保生第 1283号	【訂正請求の趣旨】 請求書表示する大健福第4419号は、実施機関供述。（市民の声当区 回答有）末診発行不要 市民の声No. 1001-11779-001-01 大生保生第218号（大生支第469号・生保生第73号）〃 第578・902号 は、◎1099・◎1170・1314・1317号等相反、かつ、1265号矛盾。 （※相違）◎大福祉第4517号反す 市民の声No. 1220-20116-001-01・1101-10570・001-01 【訂正請求の理由】 ①大健こ第258号・※580号有。大福祉第4516号大情審答申第272号 （大生支第113号）→独自主張。 ②大退保第 5号＝大生保生第429号表示同じく大生保生第1284号補 正依頼書示すとうり同じく。	平成25年 3 月21日付け 大生保生第 1383号 訂 正請求却下 決定	訂正請求書に記載された内容から、訂正請求の趣旨及 び理由が不明のため、平成25年 2月28日に補正依頼書 を送付し、合わせて条例第29条第 2 項に定められた挙 証資料の提出を求めた。平成25年 3月15日に提出の あった回答書の内容では、訂正請求の趣旨及び理由を 明確かつ具体的であるとは言えず、また、訂正請求の 内容が事実と合致することを証する資料の提出もない ことから、請求の要件を満たさないため。	平成25年 4 月11日
2	平成25年度 諮問受理第 31号	平成25年 5 月17日付け 大生保生第 170号	平成25年 2 月 5 日	大生保生第825号 参 福祉のあらまし P. 22	【訂正を求める箇所】 条例第 6 条 3 項第 1 号 【訂正を求める内容】 大情審答申第272号は、法令無 く独自を認定	大健福第4419号「末診は発行 せず」当区明示。 〃 第1098号「本人未収集」謝 罪の当区明示。 そもそも非該当者で有る。神 経症は、他法（略）当たら ず。	生野区役所 保健福祉課 (生活支 援)	平成25年 2 月28日付け 大生保生第 1284号	【訂正請求の趣旨】 添付資料（福祉のあらまし P. 22表示を引用する実施機関 大健福第4419・1098・4090・6290・1918・6151・3954・3955・ 3709・3956号・5580号 大福祉第1951・3571号、2711・802・2965・1933・2000・2023・ 3056・3560号 大生支第113号→大情審第272号、答申第299号 大生支第469号・生保生第73号、大生第568・569号 大生保生第251・574・902号・559・578・1085号 【訂正請求の理由】 大健こ第258号・大市民第6139号（6090・6107）・6127号 障害者自立支援法所管見解〇点（計 6 点）一致する。 大生保生第1098・1170号、1265号の相違	平成25年 3 月21日付け 大生保生第 1384号 訂 正請求却下 決定	訂正請求書に記載された内容から、訂正請求の趣旨及 び理由が不明のため、平成25年 2月28日に補正依頼書 を送付し、合わせて条例第29条第 2 項に定められた挙 証資料の提出を求めた。平成25年 3月15日に提出の あった回答書の内容では、訂正請求の趣旨及び理由を 明確かつ具体的であるとは言えず、また、訂正請求の 内容が事実と合致することを証する資料の提出もない ことから、請求の要件を満たさないため。	平成25年 4 月11日
3	平成25年度 諮問受理第 32号	平成25年 5 月17日付け 大生保生第 172号	平成25年 2 月 5 日	大生保生第880号	【訂正を求める箇所】 却下理由－保有個人情報特定 することができない 【訂正を求める内容】 大生保生第 0 号は、個人情 報としている。	大生保生第758号「条例第 6 条 3 項 1 号」明示する為、条例 明示する「本人からの収集」 当たる本人を異議申立人以外 に当てる事不可能。異議申立 人以外は条例外。	生野区役所 保健福祉課 (生活支 援)	平成25年 2 月28日付け 大生保生第 1285号	【訂正請求の趣旨】 大生保生第1283・1284号に対する補正点同じく。 非該当示す大健こ第258・580号有。 大福祉第3571（1951）・4516号有。 大生保生第574・902号有。 時系列先立つ上記、並びに所管（こころの健康センター）否定不 可。下記相反する決定有。 大生保生第1099・1170・1265号（1314・1317号等々） 【訂正請求の理由】 大情審答申第272号（大生支第113号「不存在」理由が独自示す）以 降の決定事項「公開」資料は、不法かつ①障害自立支援法解釈は、 こころの健康センター所管（Drでも区でも無い）	平成25年 3 月21日付け 大生保生第 1385号 訂 正請求却下 決定	訂正請求書に記載された内容から、訂正請求の趣旨及 び理由が不明のため、平成25年 2月28日に補正依頼書 を送付し、合わせて条例第29条第 2 項に定められた挙 証資料の提出を求めた。平成25年 3月15日に提出の あった回答書の内容では、訂正請求の趣旨及び理由を 明確かつ具体的であるとは言えず、また、訂正請求の 内容が事実と合致することを証する資料の提出もない ことから、請求の要件を満たさないため。	平成25年 4 月11日
4	平成25年度 諮問受理第 70号	平成25年 7 月17日付け 大総務第 e ー55号	平成25年 4 月30日	大総務行第 e－3 号→医療の 非科学的主張（大総務監第54 号通知書A） 福祉局保護課市民の声回答 「発行不要」記載。	【訂正を求める箇所】 自立支援医療の適応 6・7 貼 り付け発行 【訂正を求める内容】 通院無く、カルテ欠く（レセ プト不存在）大健福第4419号	大総務監第54号通知書A「情 報得ず」「不要」「貴方から も聞いておらず」 大健福第704号「謝罪」通院無 い実態示さず。	総務局行政 課（情報公 開グルー プ）	平成25年 5 月14日付け 大総務第 e ー14号	【訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その 他保有個人情報を特定するに足りる事項】 別表 2 の事案の概要 大情審答申第322号案件中、大福祉第1917号・大生保生第574号、 又、答申第272号「不」案件示し、答申第316号は、規定誤認＝ I－ 4 (3)・(2)④イが、相当。尚、同通知③ア法第50条「都道府県知 事」の権限示し、本市除外。法第25条は、大健福第2711号示す。 【訂正を求める箇所】 大健福第5580号（答申第322号）「不同意調査規定不存在決定」個 人情報示すもの「不」決定の上、通院無く、レセプト「不」明確 （大総務監第54号通知書A） 【訂正を求める内容】 上右記（〃）は、「情報得ず」供述有り、生野区役所は、「不知」 主張。 大個審答申第57号参照。但し、審査会案件中無い。 【訂正請求の理由】 寄って、本日（5/23）、別紙開示請求実施至る、個人情報言及す る、P. 3〇別表 2アは、平成20年 3月26日・主治医・自立支援医 療の適否（略）	平成25年 6 月 7 日付け 大総務第 e ー28号 訂 正請求却下 決定	訂正請求書に記載された内容が不明確であるため、平 成25年 5月14日付けで大阪市個人情報保護条例第29条 第 3 項に基づき補正を求めたところ、同月23日付けで 補正に対する回答書が提出されたが、当該回答書の内 容では、訂正請求に係る保有個人情報が特定できず、 当該請求の趣旨及び理由も不明確であることから、同 条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認 められるため	平成25年 7 月 2 日

別表 1

項番	(あ) 諮問 受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)			(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て 年月日
				訂正請求に係る保有個人情報 を取り扱う事務の名称及び内 容その他保有個人情報特定 するに足りる事項	訂正請求の趣旨	訂正請求の理由						
5	平成25年度 諮問受理第 91号	平成25年 9 月20日付け 大生保生第 748号	平成25年 6 月19日	大生総第106・107・108号の通 知書ＡＢＣと同じく内容に 「理由説明書」大生総・大生 保生分全部 例＝大生保生第825号等	【訂正を求める箇所】 法令（法第50条２項表記）基 づく 【訂正を求める内容】 社援保発第0324号「本人の事 情聴取」・「障害者担当確認 （略）」→当法所管	前記、法令規定「本人の事情 聴取」・「障害担当確認 （略）」実施欠くのは、明 白。又、市民の声No.1001- 10168-001-01②⑥⑦とうりの レセプト点検実施無い主張 有。大生総第84号とも異な る。	生野区役所 保健福祉課 （生活支 援）	平成25年 7 月 4 日付け 大生保生第 434号	【訂正請求の趣旨】 事実欠く、社援保発第0330001号1－4(2)③ア実施不可。上記の③ ア実態欠く「大生保生第579号「不」非公開決定有（大情審答申第 272号別表 1 市民の声No.0967-10056-001-01・0901-11202-001-01・ 0901-11274-001-01・0901-11759-001-01・1001-10212-001-01） 、大個審答申第57号は、③ア（前述の通知上）記録欠く見解示す。※ 大健福第4419号「理由説明書」答申 【訂正請求の理由】 答申第272号以降、次々主張転々する。（別表 1 の市民の声表示添 付） 大生保生第104号「不」非開示・121号「不」非開示等々の公開条例 第36条判断より、大政第249・329・330・400・401号「市民の声」 回答分（H21～24年度）、大福祉第4809号（大健福第6514号）は、 生活保護手帳上、P. 330～337（H24年度版だが、通知が、S38年 のもの「厚生省社発第123号」次官通知「第	平成25年 7 月29日付け 大生保生第 528号 訂 正請求却下 決定	訂正請求書に記載された内容から、訂正請求の趣旨及 び理由が不明のため、平成25年 7 月 4 日に補正依頼書 を送付し、合わせて条例第29条第 2 項に定められた挙 証資料の提出を求めた。平成25年 7 月 9 日に提出の あった回答書の内容では、訂正請求の趣旨及び理由が 明確かつ具体的であるとは言えず、また、訂正請求の 内容が事実と合致することを証する資料の提出もない ことから、請求の要件を満たさないため。	平成25年 8 月 9 日
6	平成25年度 諮問受理第 124号	平成26年 3 月20日付け 大市民第 6262号	平成25年11 月 5 日	審議会諮問通知書「大市民第 6022号」 公文書は、虚偽禁止より、○ ○弁護士見解6139・6167号の み。	【訂正を求める箇所】 弁護士見解を示す 【訂正を求める内容】 弁護士見解は下記分のみ。職 員作成書面→6140号「不」非 開示・6090「不」・6167 「理」○ ○ ○ 弁護士見解の通知 欠く！！	大市民第6139・6167号の「開 示」の○ ○ 弁護士記録票・回 答書。6140号「不」非開示 （H24）・6234号「不」非公 開（H25）6144号「不」非公 開、「不承認」証拠類「不」 非開示多々有。	大阪市人権 啓発・相談 センター	平成25年11 月25日付け 大市民第 6166号	【訂正請求の趣旨】 弁護士見解欠く。（弁護士は、生活保護法第 4 条「他法他施策の活 用優先」より、保護の優先を理解する為、保護欠く「無診療」のレ セプト無い支払欠如を保護（不可知る） 福祉局保護課「異議申立人の場合」対する見解 【訂正請求の理由】 大市民第6139号「○ ○ 弁護士記録票」は、「必要性の相当理由要 す」と有るが、現時点までも不明、大市民第6167号「○ ○ 弁護士記 録票」は、6139号の回答のみ説明する書面。添付する計12点（局・ 区）示す。 大市民第6090号は、○ ○ 弁護士判断する通知不存在。	平成25年12 月 9 日付け 大市民第 6174号 訂 正請求却下 決定	訂正請求書に記載された内容が不明確であるため、平 成25年11月25日付けで大阪市個人情報保護条例第29条 第 3 項に基づき補正を求めたところ、11月27日付けで 補正に対する回答書が提出されたが、当該回答書の内 容では、当該請求の趣旨及び理由が不明確であること から、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしてい ないと認められるため	平成26年 1 月17日
7	平成25年度 諮問受理第 131号	平成26年 3 月31日付け 大総務第 e ー296号	平成25年12 月 3 日	大総務第 e ー 3 号・ e ー26号 ※情状判断欠如する、前後す り替え有る。「事実」前提の 作成欠く。	【訂正を求める箇所】 消費者センター部分 【訂正を求める内容】 弁護士回答の部分が、弁護士 不明	大市民第6137号、6138号（○ ○ 弁護士・○ ○ 弁護士）とう り、正確に記述要す。	総務局行政 課（情報公 開グルー プ）	平成25年12 月13日付け 大総務第 e ー194号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 1 月16日付け 大総務第 e ー240号 訂正請求却 下決定	訂正請求書に記載された保有個人情報を特定するに足 りる事項、当該請求の趣旨及び理由が不明確であり、 かつ当該請求の内容が事実と合致することを証する資 料の提出がないため、平成25年12月13日付けで大阪市 個人情報保護条例第29条第 2 項に基づき資料の提出及 び同条 3 項において準用する第18条第 3 項に基づき補 正を求めたところ、資料及び補正に対する回答書の提 出がないことから、第29条第 1 項及び第 2 項に規定さ れた請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年 3 月12日
8	平成25年度 諮問受理第 132号	平成26年 3 月31日付け 大総務第 e ー297号	平成25年12 月 3 日	大総務第 e ー 3 号・ e ー26号 ※年々、引継の曲解有るが、 行政文書とうり、判断要す。	【訂正を求める箇所】 弁護士の回答 【訂正を求める内容】 全弁護士回答明示要す。○ ○ 弁護士・○ ○ 弁護士法的根拠 「不」非開示決定有。→法的 根拠無い、法的見解不可能	大市民第6110号（全弁護士 分）とうり、正確に記述すべ きが、当然。一部を引用も曲 解している。 同事案の見解相違する○ ○ 弁 護士対○ ○ 弁護士（当 人 は！？）	総務局行政 課（情報公 開グルー プ）	平成25年12 月13日付け 大総務第 e ー195号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 1 月16日付け 大総務第 e ー241号 訂正請求却 下決定	訂正請求書に記載された保有個人情報を特定するに足 りる事項、当該請求の趣旨及び理由が不明確であり、 かつ当該請求の内容が事実と合致することを証する資 料の提出がないため、平成25年12月13日付けで大阪市 個人情報保護条例第29条第 2 項に基づき資料の提出及 び同条 3 項において準用する第18条第 3 項に基づき補 正を求めたところ、資料及び補正に対する回答書の提 出がないことから、第29条第 1 項及び第 2 項に規定さ れた請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年 3 月12日
9	平成25年度 諮問受理第 133号	平成26年 3 月31日付け 大総務第 e ー298号	平成25年12 月 3 日	大総務第 e ー 3 号・ e ー26号 ※一部の情報収集のみ記述有 り、全部欠如の為、「偏見」 書面。 「○ ○ 弁護士記録票」を異議 申立て行っていない。	【訂正を求める箇所】 生野区役所他案件異議申立人 の点 【訂正を求める内容】 「無診療」に基づいた、自立支 援医療の病状照会	事実とうり、「無診療」基づ いた、他法活用する自立支援 医療可否の病状照会発行を表 記すれば、客観的誤認無い。 ○ ○ 等の記者らが、「そもそ もが不明」との見解有。	総務局行政 課（情報公 開グルー プ）	平成25年12 月13日付け 大総務第 e ー196号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 1 月16日付け 大総務第 e ー242号 訂正請求却 下決定	訂正請求書に記載された保有個人情報を特定するに足 りる事項、当該請求の趣旨及び理由が不明確であり、 かつ当該請求の内容が事実と合致することを証する資 料の提出がないため、平成25年12月13日付けで大阪市 個人情報保護条例第29条第 2 項に基づき資料の提出及 び同条第 3 項において準用する第18条第 3 項に基づき 補正を求めたところ、資料及び補正に対する回答書の 提出がないことから、第29条第 1 項及び第 2 項に規定 された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年 3 月12日
10	平成26年度 諮問受理第 33号	平成26年 6 月17日付け 大生保生第 314号	平成26年 3 月12日	大個審答申第69号「大生保生 第399号」（H26. 1 / 24答 申） 大生保生第1229号「決定書」 （H26. 1 / 30）	【訂正を求める箇所】 受診している ※ 3 ヶ月以 上、未受診の記載との矛盾 【訂正を求める内容】 ケース記録票（H20. 4 / 1 「通院が無い為、自立支援医 療の指導見合わず」記載有。	診療報酬明細書（俗称「レセ プト」）無く、医療券送付続 けるのを「受診している」と は、社会通念上、一般常識を 逸脱する。 通知書 A（公益通報）「通院 が無い為、自立支援医療の手 続き不要」主張有	生野区役所 保健福祉課 （生活支 援）	平成26年 4 月 3 日付け 大生保生第 8 号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 4 月21日付け 大生保生第 88号 訂正 請求却下決 定	訂正請求書に記載された内容では、訂正を求める内容 も具体的でなく不明確であり、当該請求の内容が事実 と合致することを証する資料の提出もなかったため、 平成26年 4 月 3 日付けで大阪市個人情報保護条例第29 条第 2 項に基づき資料の提出及び同条第 3 項において 準用する第18条第 3 項に基づき補正を依頼したが、回 答期限である 4 月16日までに資料及び補正に対する回 答書の提出がないことから、第29条第 1 項及び第 2 項 に規定された請求要件を満たしていないと認められる ため。	平成26年 5 月 7 日

項 番	(あ) 諮問 受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)			(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て 年月日
				訂正請求に係る保有個人情報 を取り扱う事務の名称及び内 容その他保有個人情報を特定 するに足りる事項	訂正請求の趣旨	訂正請求の理由						
11	平成26年度 諮問受理第 34号	平成26年 6 月17日付け 大総務第 e ー68号	平成26年 3 月24日	大総務第 eー3 号で特定した 文書のうち決定資料（職員作 成書面） 大総務第 eー26号で特定した 文書のうち決定資料（職員特 定書面） （職員間「局間調整」する痕 跡欠如している作成。）	【訂正を求める箇所】 ①他法異議申立人の件・②消 費者センター件・③個人の識 見件・④予約問題件 【訂正を求める内容】 既存する各職書面（交付し た）「行政文書」との矛盾点 「弁護士記載」相違。	①〇〇弁護士記録票（大市民 第6139・6167号決定事項） 公益通報する「通知書A」 （調査資料「大総務監第54・ 大総務第106号」決定 大福祉第3281号「開示する」 市民の声No. 7 点不非開示決定 ②〇〇弁護士記録（大市民第 6139号）大市民第5302号 「不」非公開有。公益通報す る「通知書」（略称）	総務局行政 課（情報公 開グルー プ）	平成26年 4 月 2 日付け 大総務第 e ー8 号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 5 月 1 日付け 大総務第 e ー37号 訂 正請求却下 決定	訂正請求書に記載された保有個人情報を特定するに足 りる事項、当該請求の趣旨及び理由が不明確であるた め、平成26年 4 月 2 日付けで大阪市個人情報保護条例 第29条第 3 項において準用する第18条第 3 項に基づき 補正を求めたところ、補正に対する回答書の提出がな いことから、第29条第 1 項に規定された請求要件を満 たしていないと認められるため	平成26年 5 月19日
12	平成26年度 諮問受理第 110号	平成26年10 月24日付け 大生保生第 1032号	平成26年 7 月 3 日	大生保生第544号「公却」（権 利の濫用）件	【訂正を求める箇所】 大生保生第251号「事例・判 例」欠如 【訂正を求める内容】 大生保生第50号「件」（諮問 通知書「件」の誤字）	正しくは、大生保生第579号 「不非公開（法第50条事例・ 判例欠如）・Ⅱ 第684号「Ⅱ （社援保発第0330001号Ⅰー 4 ②③ア・④ア 6・7 事例・判 例欠如） ※「生野区」主張する事例欠 如「件」件	生野区役所 保健福祉課 （生活支 援）	平成26年 7 月17日付け 大生保生第 465号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 8 月11日付け 大生保生第 580号 訂 正請求却下 決定	訂正請求書に記載された内容から、訂正請求の趣旨及 び理由が明確かつ具体的でなかったため、平成26年 7 月17日に補正を依頼したが、平成26年 7 月30日に補正 に応じない旨の回答があったことから、請求の要件を 満たさないため	平成26年 8 月29日
13	平成27年度 諮問受理第 220号	平成27年11 月27日付け 大市民啓第 118号	平成26年 3 月12日	大市民第6121号「自立支援医 療について」（職員まとめ） 市民の声No. ー -001-01（職 員まとめ主張有）	【訂正を求める箇所】 自立支援医療の指導は、有効 性 【訂正を求める内容】 無診療の私への職員問題を○ 〇弁護士示している。（大市 民第6139・6167号開示）	大福祉第3281号「開示」する 市民の声No. 7 点とうり、訂正 要す。（大福祉第3285号） 尚、供覧済。医療対策の市民 の声No. 1001-12776-001-01 「医師法第20条」反す。 厚生労働省告示第158号添付。 （無診療は、除外されてい る）市民の声No. 1319-20010- 001-01	大阪市人権 啓発・相談 センター	平成26年 4 月 7 日付け 大市民啓第 6 号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 4 月11日付け 大市民啓第 10号 訂正 請求却下決 定	訂正請求書に記載された請求の趣旨及び理由が不明確 であり、かつ当該請求の内容が事実と合致することを 証する資料の提出がないため、平成26年 4 月 7 日付け で大阪市個人情報保護条例第29条第 2 項に基づき資料 の提出及び同条第 3 項において準用する第18条第 3 項 に基づき補正を求めたところ、資料及び補正に対する 回答に応じないとのことから、第29条第 1 項及び第 2 項に規定された請求要件を満たしていないと認められ るため	平成26年 5 月 7 日
14	平成27年度 諮問受理第 221号	平成27年11 月27日付け 大市民啓第 119号	平成26年 5 月19日	大市民第6212号（市民の声 No. 1310-20048-001-01） ※「発行」相談を否定する大 市民6058・6139号「〇〇弁護 士相談記録票」相違有。	【訂正を求める箇所】 行政指導 ※「異議申立人」 件の異議申立人への行政指導 欠如。「ケース記録票H20. 4／1」 【訂正を求める内容】 〇〇弁護士相談「発行」※大 福祉第2026号「不非公開」→ 答申第332号「件」	大市民第6121号（〇〇書面） は、照会（発行）と指導は別 途示す。〇〇弁護士相談は、 H20. 3／26「発行」件は、 相談記録票にも明白。又、 「発行」は、診療所への行政 指導である。	大阪市人権 啓発・相談 センター	平成26年 6 月 3 日付け 大市民啓第 25号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 6 月18日付け 大市民啓第 33号 訂正 請求却下決 定	訂正請求書に記載された請求の趣旨及び理由が不明確 であり、かつ当該請求の内容が事実と合致することを 証する資料の提出がないため、平成26年 6 月 3 日付け で大阪市個人情報保護条例第29条第 2 項に基づき資料 の提出及び同条第 3 項において準用する第18条第 3 項 に基づき補正を求めたところ、資料及び補正に対する 回答書の提出がないことから、第29条第 1 項及び第 2 項に規定された請求要件を満たしていないと認められ るため	平成26年 7 月 3 日

（注） 1 （え）欄及び（き）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（く）欄に記載の決定時点における担当名としている。